

東京大学医学図書館利用細則

制定 平成25年4月24日

改正 平成26年2月27日

平成29年2月22日

(目 的)

第1条 この細則は、東京大学医学図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第18条の規定に基づき、東京大学医学図書館（以下「本館」という。）の利用の細目について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用証等の発行)

第2条 「東京大学附属図書館利用証」（以下「図書館利用証」という。）、「東京大学附属図書館入館証」（以下「図書館入館証」という。）の発行手続きは別に定めたものによる。

(医学部独自利用証の発行)

第3条 医学部独自利用証は次の各号に該当する者からの申請に応じて発行する。

- (1)利用規則第2条第4号に該当する者のうち、医学系研究科・医学部教授総会構成員だった者
- (2)利用規則第2条第1号及び第2号に該当する者のうち、医学系研究科・医学部、医学部附属病院、保健・健康推進本部に所属する者で、所属部署等の長が認めた者
- (3)その他館長が特に認めた者

(利用証等の扱い)

第4条 「図書館利用証」交付申請書、「図書館入館証」交付申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに変更の手続きをとらなければならない。

2 「図書館利用証」・「医学部独自利用証」・「図書館入館証」を紛失したときは、速やかに紛失した旨を届け出なければならない。

3 「図書館利用証」・「医学部独自利用証」・「図書館入館証」は、退職・転職その他身分に変動のあった場合は、直ちに返納又は再交付等必要な手続きをとらなければならない。

4 「図書館利用証」・「医学部独自利用証」・「図書館入館証」は、他人に譲渡又は貸与してはならない。

(入館)

第5条 本館を利用するため入館しようとする者は原則として「図書館利用証」、「医学部独自利用証」、もしくは「図書館入館証」を提示して入館するものとする。

2 利用規則第2条第5号に該当する者は、所定の手続きにより「当日入館票」の発行を受け、入館するものとする。

(館外貸出の冊数・期間)

第6条 利用規則第6条に規定する館外貸出は下記の要領により行う。

- (1) 単行書 5冊2週間以内。
- (2) AV資料 5点2週間以内。
- (3) 雑誌 10冊当日限り。
- (4) (1)から(3)について、8日以上遅滞した場合には、原則として資料が返却された日の翌日から起算して、延滞日数分（31日を上限とする）新たな資料の貸出を停止する。

(5) 延滞又は予約のない限り、(1)については7日間の期間延長を3回まで、(2)については7日間の期間延長を1回のみ認める。

第7条 前条の規定にかかわらず、単行書については、夏季及び冬季休業の期間については、長期の貸出を受けることができる。

2 長期の貸出により借り受けた図書館資料については、前項の期間終了後、予め決められた日までに返却しなければならない。

3 長期の貸出により借り受けた図書館資料については期間の延長をすることができない。

第8条 第6条および第7条の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合には、特別の扱いをすることができる。

(その他)

第9条 この細則の改廃は、医学図書館運営委員会の審議を経て、これを行う。

第10条 この細則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。